

野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年6月7日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
3 番	筑 井 正	4 番	齊 藤 和 夫
5 番	石 塚 正 夫	6 番	遠 藤 一 浩
7 番	吉 岡 清 美	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐見 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主任主事	高梨 将克
主事補	上田 和充

議長 ただいまから令和6年第6回野田市農業委員会を開会します。

本日は欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

2番 山田 委員、3番 筑井 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

ただいまから議事に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で728平方メートルとなっております。

権利の内容は交換による所有権移転です。

申請理由につきましては、申請番号4番でもご説明いたしますが、譲渡人と譲受人との交換によるものとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、6月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番、4番から8番、議案第3号49番から53番については山田委員、議案第1号申請番号2番、3番、議案第2号申請番号1番、2番、議案第3号申請番号1番から48番については吉岡委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について山田委員から報告をお願いします。

山田委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字木戸前の田1筆で稲が作付けされていました。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田3筆で5,609平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の田2筆と小山字緑の田1筆で3筆とも稲が作付けされていました。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で703平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、譲渡人からの要望のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号3番について報告します。

申請地は、三ツ堀字笹久保の畑1筆で耕作されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,000平方メートルとなっております。

権利の内容は交換による所有権移転です。

申請理由につきましては、申請番号1番でもご説明いたしましたが、譲渡人と譲受人との交換によるものとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号4番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田1筆で稲が作付けされていきました。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番から7番までについては、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番から7番についてご説明いたします。

申請地は、畑10筆で10,962平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号５番から７番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字西久保の畑５筆と字鴻ノ巣の畑５筆で耕作されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号８番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号８番についてご説明いたします。

申請地は、畑２筆で９２４平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、体調不良により耕作不可能なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第３条第２項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号８番について報告します。

申請地は、尾崎字薬師前の畑２筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第１号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第１号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は船形字木戸脇で畑3筆1,771平方メートルの農地で、車両置場用地の拡張として令和6年2月28日許可を受けておりました。

今回計画変更に伴い追加される筆は畑3筆939平方メートルで、合計で2,710平方メートルとなります。

当初の計画で所有者との契約が難航していた土地が、許可後の工事着手直後に、土地所有者と契約が整ったことから、先行してとった5条許可の計画変更承認申請をし、一体で整備工事を行おうとするものです。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号1番について報告します。

現地を確認した結果、変更内容のとおり既存の車両置場の拡張として、以前許可のあった申請地の延長線上の土地でした。

現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は目吹砂田で田8筆10,211平方メートルの農地で、農地造成用地として令和5年10月25日許可を受け、その後、新たに地権者の同意が得られたことから、田1筆1,104平方メートルを追加し、合計11,315平方メートルとして令和6年3月26日に計画変更の許可を受けておりました。

今回、新たに地権者の同意が得られたため、田1筆1,315平方メートルを追加し、合計12,630平方メートルに変更しようとするものです。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番について報告します。

現地を確認した結果、申請地は以前許可のあった申請地内の一角であり、その部分だけは草が生い茂った農地でした。

現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で347平方メートルとなっております。

転用の目的は、車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は特になく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土留めを行う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から19ページの申請番号53番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、議案第3号申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆265平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号2番についてご説明いたします。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は特になく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺農地がないことから特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

先ほど議案第2号申請番号2番の計画変更で説明した案件であり、追加となる新たな申請地になります。

申請地は、田1筆で合計1,315平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による農地造成用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農振農用地区域内の農地です。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については浸透、自然流入となっております。

周辺農地への被害防除対策は、法面による整備をする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で303平方メートルとなっております。

転用の目的は使用賃借権設定による分家住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

給排水関係は、道路内既設水道管による取水、汚水・雑排水は、浄化槽にて処理し、側溝に放流。

雨水は雨水浸透枳設置により宅地内処理となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周辺農地が親の農地であることから、外壁等は設置せず土砂流出等の被害がないよう配慮するとのことです。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

先ほど議案第 2 号申請番号 1 番の計画変更で説明した案件であり、追加となる新たな申請地になります。

申請地は、畑 3 筆で 939 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆 446 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による一時転用で公園・運動場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周辺をネットフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、補正予算で対応することとして、補正予算に伴う資料が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番から 45 番については、同一申請のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番から 17 ページの 45 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 73 筆で 54,831 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による物流倉庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より、報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号 7 番から 45 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、一部保全管理された農地もありましたが、ほとんど雑草が生えている農地でした。

給排水関係は、既存給水管から引き込み、汚水は浄化槽にて抑制後に放流、雨水は抑制後、雨水施設へ放流となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を塀で囲う計画となっております。

今回、現地調査班 6 名と会長及び地元の針ヶ谷推進委員とで現地を確認し、現地は問題ありませんでしたが、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

－申請人入室－

議長 それでは、自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

申請代理人 事業計画の説明をさせていただきます〇〇〇〇の〇〇〇〇です。

今回、契約面積としては 6 ヘクタール弱、59,000 平方メートルを想定した物流倉庫の建築となります。

地上 4 階建ての建物を予定しています。

給排水は、周辺の道路の付け替えを行い、雨水等はその道路の下を通して国道にある既存の集水桝の方に接続するような計画となっております。

周辺は、鑑賞緑地を計画しておりまして、県の基準に基づいて緑地を設置しようと思っております。

倉庫の外に、従業員等の駐車場を 200 台強を計画しています。

説明は以上です。

議長 何かご質問ありますか。

川辺委員 図面か何かあると非常にわかりやすいと思うのですが。

申請代理人 ございません。

染谷委員 2 点ばかりお伺いしたいのですが。

まず、周辺に学校が近くて、通学途中の子供達への安全対策がどうなっているのか。

申請代理人 近隣の中学校のことですかね。

歩道の付け替えの計画を作成させて頂きまして今現状、歩道が6メートルですから、それにプラス2.5メートルを拡張して通学路として対応していこうと計画しています。

染谷委員 次いで、排水についてはどうされるんですか。

申請代理人 開発の基準に基づきまして、建物下の地下ルートに雨水を入れて抑制していく予定でございます。

以上です。

議長 これからも開発を野田でされる予定があると思いますので、このように説明を頂くときには、使用前、使用后じゃないけど、現状の図面と今後こうなるというのをご用意いただけると、ありがたい。

次回から、そういう風によろしくをお願いします。

ほかに質問ございませんか。

荒木委員 あの辺、結構水がでちゃうんですね。

そもそも出るところですので、排水がどこおっちゃうんじゃないかって心配です。

申請代理人 今までの計画よりは抑制しましょうってことで、問題ないよう設計させて頂いてます。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なしの声あり－

議長 退席されて結構です。

－申請人退席－

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については意見書には該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 46 番から 48 番については、同一申請のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 46 番から 48 番についてご説明いたします。

申請地は、田 6 筆で 5,441 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請番号 46 番から 48 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 49 番から 52 番については、同一申請のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 49 番から 52 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 5 筆で 2,893 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 49 番から 52 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、農地から 2m 下げて砕石敷とする計画となっております。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 53 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 53 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 79 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による専用住宅及び車庫用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

山田委員 申請番号 53 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、道路内既設水道管による取水、汚水、雑排水は浄化槽にて処理し、既存 U 字溝に接続して放流。

雨水は雨水浸透枳設置し宅地内処理となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を塀で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、県道拡幅の用地買収に伴う案件であることから、千葉県東葛飾土木事務所より補償金明細書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 現地調査でですね、会議でちょっと問題になった二ツ塚だと思うんですけど、あと木間ヶ瀬の谷中、両方とも車両置場用地で進入道路とそれと周辺住宅の問題。

事務局 まず、二ツ塚のほうなんですけれど、業者の方に確認して進路についてお話を伺ったときに、森林の中、住宅地図上は道がなかったんですけど、しっかりした道があってですね、進入は確保されてました。

土砂の搬入もありますので、他の部署と調整をとっておりまして、しっかりそこは私も確認してまいりました。

もう一つ、木間ヶ瀬の方の住宅街にむけて車両置場とするところなんですけれども、そちらについても業者の方に確認したところ、実はもう既に住宅街の方達への説明は終わっており、了解をもらっていると、その中でもし万が一何かトラブルがあったときには、必ず対応するようになっていうことを文書で頂きましたので、今回はここに呼びませんでした。

筑井委員 はい、了解しました。

議長 よろしいですか、ほかにございませんか。

荒木委員 すみません、48番の二ツ塚のところなんですけど、これって総合物流の裏だと思うんですけど、道がだいぶ狭くないですか。
積載車とか通れない。

事務局 住宅地図じゃわからないんですけども、現場を確認したら、4メートル幅で、運行が可能でした。

住宅地図にはのってないんですよね。

議長 よろしいですか、ほかにございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

議長 これより議案第3号1番から53番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

20ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和59年頃から自動車解体作業場として利用し、現在に至っております。

平成7年5月撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和60年頃より宅地として利用し、現在に至っております。

平成 10 年 11 月撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号の申請番号 1 番、2 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 5 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

21 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から 30 年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買取りの申出をすることができると生産緑地法第 10 条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和 5 年 7 月に死亡し、農業に従事することが不可能となっております。

生産緑地は、畑 1 筆で 2,676 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員が現地調査を行っておりますので、委員から報告をお願いします。

川辺委員 議案第 5 号申請番号 1 番について、令和 6 年 5 月 27 日に現地の状況確認を、事務局職員 2 名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該地は、保全管理された農地でした。

以上です。

議長 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 6 号の前に野田市農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づき、山田委員、吉岡委員の退席を求めます。

－山田委員、吉岡委員退席－

議長 議案第 6 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号についてご説明いたします。

23 ページをご覧ください。

野田市長より令和 6 年 5 月 28 日付けで、令和 6 年度第 2 次農用地利用集積計画について、農業

経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、貸借権設定及び使用貸借権設定が合計 38 筆 24,448 平方メートルとなっております。

所有権移転につきましては合計 5 筆 10,321 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 はい、借受けの方、個人になってますけども、これ個人が全部作るっていう解釈でよろしいのでしょうか。

住所がなんかアパートみたいなんですけども。

荒木委員 自分は借受けの方、知り合いです。

この借受けの方なんですけど、元々実家がですね木間ヶ瀬の方で、そこが今は作業場になっていまして、品目はネギで、おおよそ 10 何丁やっつけられるんです。

ネギって、土を痛めやすいので、ローテーションをしないとネギの生育によくないっていう事で、4 月に植えて、8 月 9 月くらいから収穫だそうです。

おおよそ 10 年で順調に伸ばしてこられました。

筑井委員 会社とかじゃなくて、個人でやってきたんですか。

荒木委員 外国人研修生、ベトナム人かな、ほぼ毎年新しい人を入れて回しているようです。

個人でいけるところまでやって、会社にするのも面白いかもと。

議長 ほかに、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

－山田委員、吉岡委員入室－

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第7号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから5ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、6件受理しております。

次に6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に7ページから10ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1件提出がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条第6号の規定による合意解約について、1件提出がありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第6号 農地利用集積計画の中途解約について、2件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1件提出がありました。

「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっておりますので、4月15日、地元の中島推進委員と職員2名で現地調査を行いました。

現地は、肥培管理され、農地として使用されていまして、農業経営を引き続き行っていることを確認いたしました。

説明は以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2 時 50 分)